

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 新築中 | 増改築中 | 転居前 |
| ○   |      | ○   |

|      |  |
|------|--|
| 名簿番号 |  |
|------|--|

令和5年分贈与税（住宅取得等資金関係）提出書類

令和6年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合の方用

※ この書類は、「令和5年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧新築又は取得用 二面」又は「令和5年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』の添付書類一覧新築又は取得用 二面」の「○『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項」の【令和6年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】に掲げる書類です。

\_\_\_\_\_ 税務署長 殿

私は、下記1の住宅用の家屋が新築工事中であるため、工事完了後遅滞なく住宅用の家屋を居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なく下記3（住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合は併せて下記4）の書類を提出することを約します。

記

1 新築工事中の住宅用の家屋

所在地 : \_\_\_\_\_

延床面積 : \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

2 居住の用に供する予定時期（令和6年12月31日までに居住の用に供する必要があります。）

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

3 住宅用の家屋の登記事項証明書（贈与を受けた金銭で、住宅用の家屋の敷地である土地等も取得した場合にはその「土地等に関する登記事項証明書」を含む。）

（注） 登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類を提出することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。

4 住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する場合には、次のいずれかの書類

① 住宅性能証明書

② 建設住宅性能評価書の写し（注）設計住宅性能評価書とは異なります。

③ 住宅省エネルギー性能証明書

④ 長期優良住宅建築等計画等の（変更）認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（若しくはその写し）又は認定長期優良住宅建築証明書

⑤ 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（若しくはその写し）又は認定低炭素住宅建築証明書

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

工事請負建設業者等による証明書

\_\_\_\_\_氏との請負契約により新築中の上記1の住宅用の家屋は、令和6年3月15日において、新築に準ずる状態（屋根（骨組みを含む。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態）であることを証明します。

○ 工事完了予定年月 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

氏 名（名称） \_\_\_\_\_